

# KWINS 利用規約

2012 年 5 月 10 日

京セラコミュニケーションシステム株式会社

## 【目次】

### ■ 第1章 総則

第1条 規約の適用

第2条 規約の変更

第3条 用語の定義

第4条 当社からの通知

### ■ 第2章 サービス

第5条 サービスの種類と区分

第6条 利用上の注意

第7条 提供地域

第8条 目的外利用の禁止

### ■ 第3章 利用契約

第9条 利用契約の単位

第10条 利用契約の申込

第11条 申込みの承諾

第12条 契約の成立

第13条 利用権の譲渡等の禁止

第14条 契約者が行う契約の解除

第15条 当社が行う契約の解除

第16条 サービスの廃止

### ■ 第4章 料金

第17条 料金の支払義務

第18条 料金の計算方法

第19条 料金の支払方法

第20条 延滞利息

### ■ 第5章 利用方法

第21条 サポートサービス

第22条 自己責任の原則

第23条 アカウント名等の管理

第24条 通信端末の利用に係る契約者の義務

第25条 通信端末の修理

### ■ 第6章 利用上の制限

第26条 利用の制限

第27条 通信時間及び接続の制限

第28条 通信時間の測定

### ■ 第7章 利用の中止及び停止

第29条 利用の中止

第30条 利用の停止

■ 第8章 損害賠償

第31条 利用不能による直接損害

第32条 免責事項

■ 第9章 雑則

第33条 WIPS サービスへの対応

第34条 オプションサービス

第35条 禁止事項

第36条 秘密保持及び個人情報の保護

第37条 規約の有効性

第38条 準拠法

第39条 合意管轄

## ■ 第1章 総則

### 第1条 規約の適用

京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(注1)ならびにその他電気通信事業における消費者保護に関する法令等(注2)にしたがい、料金その他の提供条件(以下「提供条件」といいます。)を規定する KWINS 利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、契約者に対して KWINS サービスを提供します。

(注1)「改正電気通信事業法(平成17年法律第21号)」平成17年4月1日施行

(注2)「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン:電気通信事業法第18条第3項(事業の休廃止に係る周知関係)、第26条(提供条件の説明義務)、第27条(苦情等の処理関係)及び関係省令等の運用に関するガイドライン(平成16年3月総務省公表)」及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号)」

### 第2条 規約の変更

- 1 当社は、この規約を変更することがあります。この場合、KWINS サービスの提供条件は、変更後の規約によります。
- 2 当社は、規約の変更を行う場合、第4条(当社からの通知)に基づき契約者に通知します。  
通知後1ヶ月を経過したとき、利用契約の解除をしていない全ての契約者がこの変更同意したものとして取り扱い、これ以後、変更後の規約に効力が生じます。  
ただし、契約者にとって提供条件が不利とならないものについては、通知とともに変更後の規約に効力が生じるものとします。

### 第3条 用語の定義

この規約においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3.KWINS サービス	当社の電気通信サービスのうち、企業内イントラネットあるいはインターネットへのモバイル環境からのアクセスを、無線IP接続方式により提供するデータ通信サービスのこと。
4.利用契約	KWINS 利用規約に基づき、契約者と当社との間で締結する KWINS サービスの提供に係る契約のこと。
5.契約者	KWINS 利用規約に基づき当社との間で KWINS サービスの利用契約を締結した個人または法人のこと。
6.通信端末	パケット通信方式を可能にする通信端末のこと。

7.協定事業者	当社に電気通信サービスを供給する電気通信事業者のこと。 この場合、株式会社ウィルコムおよび KDDI 株式会社をいいます。
---------	--

#### 第4条 当社からの通知

1 当社が、契約者への周知が必要と判断したときは、KWINS サービスに関する提供条件のほか必要な周知事項の通知を、当社が運営する WEB ページ上への掲載又は契約者に個別に配信する電子メールを通じて行うことがあります。

また、これにより全ての契約者に通知されたものとして取り扱います。

2 契約者が行方不明の場合は、当社に連絡いただいた住所への再度の郵送により通知したものと取り扱います。

## ■ 第2章 サービス

#### 第5条 サービスの種類と区分

KWINS サービスには、次の区分があります。

区分
KWINS 4X KWINS 8X KWINS 3G

KWINS サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容	支払方法
インターネット タイプ	インターネットへの無線 IP 接続を提供するパケット通信方式のベストエフォート型データ通信サービスのうち、利用料金を月額で支払うインターネット接続サービスのこと。	月払い
イントラネット タイプ	企業内イントラネットへの無線 IP 接続を提供するパケット通信方式のベストエフォート型データ通信サービスのうち、利用料金を月額で支払うインターネット接続サービスのこと。	月払い

#### 第6条 利用上の注意

契約者は、以下の各号を承諾のうえ、KWINS サービスを利用していただきます。

- ① KWINS サービスは、パケット方式によるベストエフォート型サービスです。ただし、通信速度の最大値はご契約のサービス区分により異なります。
- ② イントラネットタイプを利用する場合、当社アクセスポイントと契約者との間を結ぶ専用の通信回線

を必要に応じ設けていただきます。この場合、通信事業者とのサービス利用契約(注1)の締結が別途必要になります。

(注1)KWINS サービス料金にこの費用は含まれません。

- ③ ベストエフォート型サービスとは、最大速度及び接続可能性について保証せず、可能な場合にのみ最大限の速度で提供するものです。KWINS サービスは電波を利用しているため、減衰、干渉、ノイズなど様々な要因により接続できないことや、所定の速度が得られないこと、また接続が安定しないことがあります。
- ④ KWINS サービスの表示速度は、無線アクセス区間の回線速度であり、インターネット等の利用時又はローミング利用時の通信速度を保証するものではありません。
- ⑤ 契約者が KWINS サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットアドレス等は、当社がこれを指定します。契約者は、当社が指定したもの以外のドメイン名及びインターネットアドレス等を使用して KWINS サービスを利用することはできません。
- ⑥ 契約者が最後に KWINS サービスを利用して通信を行ってから、1年以上通信を行なわなかった場合、その通信端末が使えなくなることがあります。

#### 第7条 提供地域

- 1 KWINS サービスの提供地域(通信可能なエリア)は、日本国内であって協定事業者の電気通信サービス提供地域の内無線通信サービスの提供範囲内とします。
- 2 KWINS サービスに係る通信は、接続されている通信端末が協定事業者の無線通信サービス提供地域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、電波を利用しているため、提供地域内であっても電波の届かないところ(山間部、トンネル、地下など)では通信できません。また、電波状態の悪いところ又は電波の弱いところ(屋内、ビルの陰など)では通信を行うことができない場合があります。
- 3 第2項の場合、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、契約者は当社に対し、KWINS サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

#### 第8条 目的外利用の禁止

- 1 契約者は、契約したサービス種類以外のサービスを利用しないほか、以下の通信のいずれも行っ  
てはなりません。
  - ① 一定時間以上に渡って大量データの送信又は受信を行うこと
  - ② データ通信を通じて伝送又は交換することが法令に触れるとき
  - ③ 通信端末を装着した機器を、中継用機器として使用すること
- 2 当社は、契約者が前項に違反した事実を認識し、その行為をやめる旨通知したにもかかわらずその違反事実を解消しないときは、その利用を停止します。

## ■ 第3章 利用契約

### 第9条 利用契約の単位

当社は、1の契約者ごとに1の利用契約を締結します。この場合は1の回線単位のことをいいます。

### 第10条 利用契約の申込

KWINS サービスの利用希望者は、この規約を承諾のうえ当社所定の書面に必要事項を記入のうえ当社に提出していただきます。

### 第11条 申込みの承諾

- 1 当社は、利用申込みがあったときは、受け付けた順にしたがって承諾します。
- 2 当社は前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者によるKWINS サービス利用申込の承諾を取り消すことがあります。
  - ① 利用申込の内容に虚偽・誤記又は記入漏れがあったことが判明した場合
  - ② 迷惑行為や犯罪など悪用を意図した申込と認められる場合
  - ③ 当社の電気通信サービスの利用契約を当社から解除されたことがある場合
  - ④ KWINS サービスの提供で、技術上又は業務上の支障がある場合
  - ⑤ その他、当社が利用契約を締結することが適当ではないと判断した場合

### 第12条 契約の成立

利用契約の成立は、KWINS サービスの利用希望者からの申込みを当社が承諾し、実際にKWINS サービスの提供が開始された時をもって成立するものとします。

### 第13条 利用権の譲渡等の禁止

- 1 契約者が、利用権(契約者がこの規約に基づいて当社からKWINS サービスの提供を受ける権利をいい、KWINS 利用権も含みます。以下この条において同じとします。)を第三者に譲渡あるいは貸与することを固く禁止します。
- 2 前項のとき契約者が法人である場合は、契約者の地位の承継があったときの利用権の譲渡に限り、当社の事前承認を得たうえで譲渡できるものとします。
- 3 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 4 前2項に関連して、利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していたKWINS サービスに係る一切の権利及び義務を承継します。

#### 第14条 契約者が行う契約の解除

- 1 契約者が、利用契約を解除しようとするときは、解除する月末日の営業日5日前までに書面又は当社指定の方法によりその旨を当社に届け出ていただきます。この場合の解除の効力は、当社の解除手続きの完了の日をもって生じるものとします。
- 2 利用契約中に第1項の解除があった場合、解除の日が利用申込時に定めた利用期間(利用期間が延長された場合は当該延長期間)の満了前であるときは、当社は契約者に下記の違約金を請求することができます。契約者は当社が指定する支払期日までに当該金額を一括して支払うものとします。
  - ① KWINS4x 及びKWINS8x の違約金  
契約回線ごとに利用申込時(または利用延長申込時)に定めた内容に基づく金額。なお、かかる定めのない場合、契約回線ごとに、利用契約解除月の翌月から起算して、利用期間満了月までの月数に月額利用料金を乗じた金額。
  - ② KWINS3G の違約金  
契約回線ごとに利用申込時(または利用延長申込時)に定めた内容に基づく金額。なお、かかる定めのない場合、契約回線ごとに、利用開始月(利用期間が延長された場合は当該延長開始月)から起算して、利用契約解除月までの利用月数に¥1,000-を乗じた金額。
- 3 利用契約の解除にあたり、契約者が通信端末代金の支払を割賦で行っており、かつ未払いの金額があるときは、契約者は当社が指定する支払期日までに未払い金額の一括での支払いを要します。

#### 第15条 当社が行う契約の解除

当社は、次に掲げる場合、KWINS サービスの利用契約を解除する場合があります。

- ① 協定事業者が電気通信サービスの供給を中止することにより KWINS サービスの提供が困難になったとき。
- ② 第30条(利用の停止)第1項各号の規定により KWINS サービス利用を停止された契約者が、当社が指定した相当の期間経過後もなおそのサービス停止の原因を解消しない場合。
- ③ 第11条(申込みの承諾)第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
- ④ 当社は、前各号の規定により契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ⑤ 第16条(サービスの廃止)の規定により KWINS サービスが廃止された場合は、その廃止日に利用契約が解除されたものとします。

#### 第16条 サービスの廃止

当社は、当社の都合により KWINS サービスの全部又は一部を、休止又は廃止する場合があります。この場合は、契約者に対し休止又は廃止する日の90日前までに書面又は電子メールによりその旨を通知します。

## ■ 第4章 料 金

### 第17条 料金の支払義務

- 1 KWINS サービスの提供に係る料金は、毎月支払う利用料金、導入一時費用、その他諸手続きに関する料金とし、別途料金表に定めます。
- 2 契約者は、利用契約に基づき当社が KWINS サービスの提供を開始した日(月払い定額制のオプションサービスも含みます。)から起算して、利用契約の解除完了日(月払い定額制のオプションサービスについてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。
- 3 利用期間中に、当社の責に帰さない次の事由により KWINS サービスを利用することができない状態が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
  - ① 利用の停止(第30条)があったとき。
  - ② 電気通信事業者と契約者との直接契約に基づき提供されていた当社アクセスポイントと契約者との間を結ぶ専用の通信回線において利用の中止があったとき。
- 4 契約者は、利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、当社の承諾を受けた後、KWINS サービスの提供を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
- 5 契約者は利用料金の他にユニバーサルサービス料の支払い義務があります。

### 第18条 料金の計算方法

- 1 当社は、契約者が利用契約に基づき毎月支払う料金を料金月(暦月をいいます。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 「KWINS 4X」または「KWINS 8X」について、以下の場合に利用料金をその利用日数に応じて日割します。
  - ① 料金月の初日以外の日、KWINS サービスの提供の開始があったとき。
  - ② 料金月の初日に、KWINS サービスの提供の開始をし、その月のうちに利用契約の解除または廃止があったとき。
  - ③ 第5項の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 前項の規定による料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 契約者のサービス区分が「KWINS 3G」の場合において、KWINS サービスの提供の開始日が当該月の16日から末日までのときは、当該月の利用料金は半額とします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。(端数処理)ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき行う消費税相当額の計算において、その計

算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

#### 第19条 料金の支払方法

- 1 イントラネットタイプ及びインターネットタイプの契約者は、料金について当社が定める期日までに支払期日の到来する順序に従って、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 2 料金の支払い方法は、①当社提携先のクレジットカードによる支払い、②預金口座振替による支払い、および③契約者ごとに当社が承諾した方法による支払いのいずれか一つによるものとします。
- 3 クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などで別途利用条件、支払条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、これに従うものとします。
- 4 契約者は、料金の支払いが預金口座振替または郵便局自動払込等による場合、預金口座振替または郵便局自動払込が行われるごとに、これらに係る手数料の支払いを要します。
- 5 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合は、契約当事者双方で解決するものとし、当社には一切責任はないものとします。

#### 第20条 延滞利息

- 1 契約者は、料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日(以下この条において「指定日」といいます。)までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。
- 2 料金の延滞が発生した場合の取扱いは、延滞利息を申し受ける他、以下のとおりとします。
  - ① 指定日までに支払いの確認が取れた場合には利用停止を解除します。
  - ② 指定日までに支払いの確認が取れなかった場合には利用契約の解除の取扱いとします。

### ■ 第5章 利用方法

#### 第21条 サポートサービス

- 1 契約者は、当社が定めるサポートサービスの提供を受けることができます。ご契約時に提出されたお客様情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。変更を怠った場合には、サポートサービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。また、第13条第1項の規定に違反し、利用権が譲渡あるいは貸与された場合は、この利用権については、サポートサービスの提供は受けられません。従って当社はこのような利用権に基づく申し出に対して、サポートサービスを提供いたしません。
- 2 当社が行う契約者に対するサポートサービスの提供期間は、利用契約の終了までの間とします。

## 第22条 自己責任の原則

- 1 契約者は、KWINS サービスの利用を通じて行った自らの行為ならびにその行為から生じた結果の全てについて責任を負っていただきます。
- 2 契約者が KWINS サービスの利用を通じて第三者に対して損害を与えたときは、契約者の自己の責任と費用をもって解決していただきます。このとき、契約者は、当社に損害を与えてはなりません。また、当社に対していかなる請求もしてはならないものとします。
- 3 当社は、KWINS サービスの利用を通じて契約者に損害が生じた場合、発生した全ての損害に対し、この規約で明示的に定めている場合を除き、損害を賠償する義務を含めていかなる責任も負わないものとします。

## 第23条 アカウント名等の管理

- 1 契約者は、自己の責任においてアカウント名とパスワード(以下「アカウント等」といいます。)の管理をするものとし、管理上の不備から発生した一切の債務(これにより当社又は第三者に損害が生じた場合の損害賠償債務を含みます。)は、契約者が負担するものとします。
- 2 契約者は、アカウント等を自分以外の第三者に利用させる行為や貸与、譲渡、売買等の不正利用の幫助をしてはなりません。
- 3 第三者により、アカウント等がその持ち主である契約者に無断で使用された場合であっても、その利用は契約者が利用したものとみなします。

## 第24条 通信端末の利用に係る契約者の義務

- 1 契約者は、通信端末を当社及び協定事業者が定める技術基準に適合するよう維持するものとします。
- 2 契約者は、通信端末について次の事項を遵守するものとします。
  - ① 通信端末を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又はその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して通信端末を保護する必要があるときはこの限りではありません。
  - ② 故意に回線接続状態を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - ③ 通信端末に登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないこと。

## 第25条 通信端末の修理

契約者は、通信端末の故障・破損等により通信の利用に支障が生じたときは、原則として、通信端末取扱販売店を経由して当社に対して通信端末の修理を請求することができます。修理の方法等については、当社の通信端末修理規約に基づき取り扱います。

## ■ 第6章 利用上の制限

### 第26条 利用の制限

- 1 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づいて協定事業者が行う回線の利用に制限が生じた場合(ただし、協定事業者が行う契約回線の利用制限につき当社に責めがある場合を除きます。以下同様とします。)、通信を一時的に制限することがあります。
- 2 当社は、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先させるとき、又は契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為をしたときには、KWINS サービスの利用の制限をする場合があります。
- 3 前各項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

### 第27条 通信時間及び接続の制限

- 1 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 2 KWINS サービスの1の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、又はその通信容量が一定量を超えるときは、その通信を切断することがあります。

### 第28条 通信時間の測定

KWINS サービスに係る通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- ① 通信時間は、双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通話が手動接続通話であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします。)から起算し、発信者又は着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(この場合、協定事業者の機器を含みます。)により測定します。
- ② 契約回線の故障等、通話の発信者又は着信者の責めに帰すべからざる事由により通信を一時的に制限されたとき(第26条(利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします。)は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

## ■ 第7章 利用の中止及び停止

### 第29条 利用の中止

当社は、次の場合には、KWINS サービスの利用を中止することがあります。

この場合には、あらかじめ契約者に書面又は電子メールでその旨を通知します。ただし、緊急やむ

を得ない場合にはこの限りではありません。

- ① 当社の電気通信設備及び協定事業者の保守又は工事の都合上必要なとき。
- ② 当社の電気通信設備に障害が発生したとき。
- ③ 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより KWINS サービスの提供が困難になったとき。
- ④ 天災地変あるいは協定事業者の責に帰す事由など、当社の責に帰し得ない事由により KWINS サービスの提供が困難になったとき。

### 第30条 利用の停止

1 当社は、契約者の行為が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、6 ヶ月以内で当社が定める期間、KWINS サービスの利用を停止することがあります。

この場合に限り契約者に対して事前に特段の通知は行いません。

- ① 違法な態様又は明らかに公序良俗に反する目的で、KWINS サービスを利用したと当社が判断したとき。
  - ② 当社が提供するKWINS サービスを直接又は間接に利用する者に対して、重大な支障を与えると当社が判断した場合。
  - ③ 支払期日を経過してもなお料金を支払わないとき。
  - ④ 第35条(禁止事項)に該当する行為を行ったとき。
  - ⑤ 前各号の他、この規約の規定に違反する行為で、当社又は第三者の業務遂行又は当社又は第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼすとき、又は及ぼす虞のあるとき。
- 2 契約者が、停止期間経過後も前項に該当している場合は、引き続き停止させていただくか、第15条第2号の定めによりKWINS サービス利用契約を解除することがあります。

## ■ 第8章 損害賠償

### 第31条 利用不能による直接損害

- 1 当社は、KWINS サービスを提供すべき場合において、当社及び協定事業者の故意又は重過失により KWINS サービスが全く利用できない状態(その利用契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「利用不能」といいます。)となり、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、契約者からの損害賠償請求に応じます。ただし、契約者に利用不能による請求事由が生じた日から60日を経過するまでに、当社に賠償の請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
- 2 当社が、契約者に対して負う利用不能にともなう賠償責任の範囲は、契約者に現実に生じた通常損害の範囲に限るものとし、かつ、その限度額は、利用不能の状態を当社が知った時刻から利用不能が継続した時間を24で除した数(小数点以下の端数切捨て)を賠償の対象換算日数とし、これに

当月支払う定額料金部分(消費税込み)の30分の1を乗じた金額の範囲を超えないものとします。  
この金額を、契約者が毎月支払う料金から翌月以降の料金請求において減額調整します。

- 3 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力によるもの又は当社の軽過失により KWINS サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責めを負わないものとします。

### 第32条 免責事項

- 1 当社は、KWINS サービスの利用を通じて、契約者が被った損害又は損失などについて、第31条(利用不能による直接損害)に定める場合を除き、損害賠償責任ならびに損失補償責任及びその他一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、契約者が KWINS サービスを利用することにより入手した情報等(コンピュータプログラムを含みます。)について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性又はウイルス侵入の有無、その他一切について何らの保証も行いません。
- 3 当社は、通信端末以外の契約者が使用するいかなる機器・ソフトウェアについて、一切その動作保証を行いません。
- 4 当社は、契約者による KWINS サービスの利用若しくは利用不能、又は契約者に対するサポートサービスの提供若しくは提供不能の結果として生じる契約者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他契約者が被るべき一切の金銭的及び非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 5 契約者に、第16条(サービスの廃止)、第26条(利用の制限)、第27条(通信時間及び接続の制限)、第29条(利用の中止)、第30条(利用の停止)に定める事由により損害が発生した場合であっても、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 6 契約者が最後に KWINS サービスを利用して通信を行ってから、1年以上通信を行なわなかった場合、その通信端末が使えなくなることがあります。この場合、当社は一切の責任を負いません。

## ■ 第9章 雑 則

### 第33条 WIPS サービスへの対応

- 1 他社が提供する接続確認マーク付き無線 IP 接続サービス(以下「WIPS サービス」といいます。)から PHS サービスを利用することができます。ただし、他社サービスの利用開始後特定の期間利用を制限されることがあります。
- 2 契約者が他社の WIPS サービスと接続した場合、協定事業者から他社の WIPS サービスを利用した契約者の保有電話番号が当社及びその他社に通知されることがあります。

### 第34条 オプションサービス

当社が提供するオプションサービス(有償)のうち、KWINS サービスと組み合わせて利用可能なもの

については、それぞれ当社に利用の申込みをすることで利用できます。

ただし、利用可能なオプションサービスについては当社 WEB ページであらかじめ確認してください。

### 第35条 禁止事項

当社は、契約者に KWINS サービスを利用した以下の行為を禁止します。

- ① 他人(当社を含み、以下同じとします。)の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はその虞のある行為
- ② 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- ③ 他人が嫌悪感を抱く、又はその虞のある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- ④ 他人になりすまして KWINS サービスを利用する行為
- ⑤ 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はその虞のある行為
- ⑥ 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はその虞のある行為
- ⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ⑧ 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- ⑨ 無限連鎖講(ねずみ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑩ KWINS サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- ⑪ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載若しくは他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- ⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑬ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- ⑭ 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます。)で、その管理者の意向に反する内容又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為
- ⑮ 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- ⑯ 事前に当社の承諾を得ることなく、KWINS サービスを利用又はこれに関連する営利を目的とする行為
- ⑰ 前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を誘発又は助長する態様でリンクを張る行為
- ⑱ その他法令に違反する行為ならびに当社が不適切と判断する行為

### 第36条 秘密保持及び個人情報の保護

- 1 当社は、KWINS サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報あるいは秘密情報があるとき、本人以外の第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める義務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその義務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときはこの限り

ではありません。

2 当社は、前項の規定のほか、次の各号の場合を除き、KWINS サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報あるいは秘密情報をKWINS サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しません。

- ① 当社に関連する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合
- ② 個人情報を適切かつ厳重に管理するよう契約等で義務づけた業務委託先に対し、KWINS サービス提供に必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- ③ 業務の遂行上必要な範囲で協定事業者に個人情報あるいは秘密情報を提供する場合
- ④ KWINS サービスのサービス向上等の目的で、個人情報(Web サイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況なども含みます。)を集計及び分析等を行う場合
- ⑤ 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて提携先等第三者に開示又は提供する場合
- ⑥ 個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者に電子メール等を送付する場合
- ⑦ その他任意に契約者の同意を得たうえで個人情報を開示又は利用する場合

3 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)」の第4条(発信者情報の開示請求等)第1項各号に該当する請求があったときは、前2項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。

#### 第37条 規約の有効性

この規約の一部に法的拘束力が無効とされた場合であっても、この規約の残りの部分は引き続き有効性を維持するものとします。

#### 第38条 準拠法

この規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第39条 合意管轄

契約者と当社との間に生じる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 《附 則》

・この規約は、平成24年3月30日より実施します。

(経過措置)

なお、従前の「KWINS サービス契約約款(平成14年1月制定)」及び「KWINS インターネットサービス利用規約(平成16年3月制定)」は、この規約に統合し、以後この規約に従うものとします。

・平成16年12月15日一部改訂

- ・ 平成 18 年 10 月 23 日一部改訂
- ・ 平成 21 年 8 月 4 日一部改訂
- ・ 平成 22 年 9 月 20 日一部改訂
- ・ 平成 24 年 5 月 10 日一部改訂

以下余白